

狂犬病予防集合注射

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732 (直)

令和3年度の狂犬病予防集合注射を実施します。町に犬を登録している人には、町から案内はがきを送付します。はがきの記載内容に変更がある場合はお知らせください。注射はどこの会場でも受けることができます。

【集合注射代金】 3,150円

※注射会場で新規登録をする場合は別途、登録料3,000円が必要です。

【注意事項】

- 当日、犬の体調などによって獣医師が判断し、注射ができない場合があります。
- 犬が興奮し暴れるなどした場合は、安全確保のため注射をお断りすることがあります。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱や咳など体調のすぐれない人は来場を控えてください。会場内ではマスクを着用してください。

【令和3年度狂犬病予防集合注射日程】

5月10日(月)	
午前9時30分～9時50分	緑ヶ浜区公民館
午前10時～10時35分	杜の宮運動施設 駐車場
午前10時45分～11時	湊区公民館
午前11時10分～11時25分	下府1区公民館
午前11時35分～午後0時5分	湊坂中央公園
午後0時15分～0時30分	夜臼1区公民館
5月11日(火)	
午前9時30分～9時40分	的野区公民館
午前9時50分～10時	佐屋集会所
午前10時10分～10時20分	立花口区公民館
午前10時30分～10時50分	花立花区公民館
午前11時～11時10分	原上区公民館
午前11時20分～11時40分	三代区公民館
午前11時50分～午後0時20分	沖田中央公園 駐車場

新宮navi

検索

新宮navi
おもてなし協会通信

しんぐうマルシェ@IKEA 福岡新宮

4月からしんぐうマルシェ@IKEA 福岡新宮がはじまりました。

農家さん・生産者のみなさんと消費者が直接つながるイベントです。新宮町の特産品・工芸品をぜひ探しに来てください。持ち帰り用の袋は必ず持ってきてください。

日程 5月8日(土)、5月22日(土)
時間 午前9時30分～午後3時
場所 IKEA福岡新宮 駐車場一角
(カインズ側) 特設会場

相島の漁師のいけま売り

玄界灘で獲れた天然の魚介類を、漁師が漁船の「生け間(いけま)」から直接販売します。売り切れ次第終了です。

日時 5月15日(土) 午前9時～11時
場所 新宮漁港
必要なもの クーラーボックスなど
※購入した人には駐車券をお渡しします。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

納期限内の納付が困難な場合は 早めに相談を！

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

町税などを納期限までに納付しないと財産調査や滞納処分の対象となります。督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付が無いときは、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施することがあります。

また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。納期限内の納付が困難な場合は、早めに納税相談にお越しく下さい。

【納税の猶予制度】

町税を納付期限までに全額納めることが困難な場合は、原則として1年以内に限り、徴収の猶予などの徴収緩和措置を受けることができます。要件などの詳細は、税務課収納担当に問い合わせください。

「LINE Pay 請求書支払い」 「PayPay 請求書払い」の導入について

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

令和3年第1回町議会(3月議会)において、町税や料金などの新しい支払い方法として、「LINE Pay 請求書支払い」および「Pay Pay 請求書払い」を導入する旨の説明をしました。

そのため「しんぐう議会だより(93号)」に5月1日(土)から利用可能とする記事が掲載されていますが、諸般の事情により延期になりました。

変更後の導入開始時期は、10月ごろを予定しています。利用方法などの詳細は、広報(Active 新宮)や町ホームページでお知らせする予定です。



所得証明書の発行について

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

令和3年度(令和2年中)の所得(課税・非課税)証明書は、令和3年1月1日時点で新宮町に住む人を対象に発行できます。

【発行開始日】 町県民税(住民税)の支払方法によって異なります。

○給与天引きのみの人(特別徴収)

5月10日(月)

○納付書・口座払いの人(普通徴収)や年金天引きの人(年金特別徴収)

6月10日(木)

※給与天引きとそれ以外の支払方法を併用している人は、6月10日(木)からの発行開始となります。ご注意ください。

【必要なもの】

○本人が来庁する場合

本人確認書類(免許証などの顔写真のあるものは1点、顔写真のないものは2点以上の提示)

○代理人が来庁する場合

本人からの委任状、代理人の本人確認書類

※代理人が家族であっても必ず委任状が必要です。

※委任状には必ず本人が署名捺印してください。

【手数料】 1通につき300円

【注意事項】

○未申告の場合や他市町村で課税対象となっている場合は、証明書を発行できません。

○年度を間違えて取得した場合、証明書の差し替えはできません。いつの所得の証明が必要かを確認して取得してください。

委任状	年 月 日
(あて先)新宮町長	
(委任者)住所 氏名 生年月日	Ⓜ
私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。	
令和〇〇年度〇〇証明書〇通の交付申請及び受領に関すること。	
(代理人)住所 氏名 生年月日 電話番号	

▲委任状の形式(例)

軽自動車税(種別割)の減免について

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

次に該当する人は、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

5月上旬に送付する軽自動車税(種別割)納税通知書にて申請期限、方法をお知らせします。

【対象】

- ①障がい者などが所有する軽自動車など(等級などの制限有り)
- ②障がい者などの親族が所有する軽自動車など(もっぱら障がい者などのために使用するものに限る)
- ③生活保護受給者が所有する軽自動車など
- ④社会福祉法人などが所有し、該当事業における障がい者などのために使用する割合が80%以上である軽自動車など
- ⑤行政区が所有する軽自動車など

⑥構造がもっぱら身体障がい者などのためのもので、車検証にその記載があるもの

【注意事項】

- 対象①②について、減免できる車両は障がい者1人につき1台です。自動車税(種別割)で減免を受けている場合は軽自動車税(種別割)の減免できません。
- 自動車検査証に事業用と記載されている軽自動車は減免できません。
- 前年度減免を受けた人も毎年申請が必要です。
- 軽自動車税(種別割)の減免申請をする場合は「新宮町福祉タクシー利用券」の交付枚数が半分になります。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請受付を行います。詳しくは軽自動車税(種別割)納税通知書同封文書をご覧ください。

熊丸みつ子先生の笑って！泣いて！ 元気100倍子育て講話

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

子育ての不安やストレスを抱えていませんか。全国を講演会で飛び回る先生の講話は「笑って泣いて元気になれる！」と毎回大好評です。

たくさんの素敵なメッセージが、きっとみなさんのこころを和らげてくれるはずです。参加は無料ですが、予約が必要です。

【日時】 6月29日(火)

午前10時30分～11時30分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦とその家族、小学生・乳幼児がいる家族

【内容】 子育て講話とふれあい遊び

※子どもと一緒に参加できます。

【定員】 15組程度(先着順)

【申込方法】 窓口、電話

【申込期間】 5月6日(木)～6月21日(月)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター

パパママ教室

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

妊娠中はお父さん・お母さんになるための準備期間です。パパママ教室では、妊娠中から知っておくと役立つことをたくさんお伝えします。お腹の赤ちゃんの育ち方や出産に向けての準備、子育てで大切なことを一緒に学びましょう。無料で参加できます。

【日時】 5月30日(日)午前10時～正午

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦とその夫

※1人での参加も可能です。託児はありませんが、子どもと一緒に参加できます。

【内容】 妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わりなどについて(助産師による講話)、赤ちゃんのお風呂入れ体験、パパの妊婦体験

【必要なもの】 母子健康手帳、筆記用具

【申込方法】 窓口、電話

【定員】 8組程度

【申込期間】 4月30日(金)～5月24日(月)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター

離乳食教室 ぴよぴよ講座(初期～中期コース)

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

離乳食を「始める時期」「進め方や量」などの疑問や心配はありませんか。離乳食づくりの疑問に丁寧に答えます。月齢にあわせた食材やメニューを楽しく学びましょう。無料で参加できます。

【日程】 6月16日(水)

【時間】 午前10時～11時、午前11時～正午

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住むおもに離乳初期～中期の乳児の

保護者、妊婦やこれから離乳食をはじめる人

【内容】

管理栄養士による離乳食の話、調理の実演見学

【託児】 あり(要予約・無料)

【定員】 各6人程度

【必要なもの】 筆記用具

【申込方法】 窓口、電話

【申込期間】 4月30日(金)～6月7日(月)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター

松くい虫防除の薬剤を散布します

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直) / 福岡森林管理署 ☎843-2100(直) / 新宮森林事務所 ☎962-0049(直)

新宮海岸の松原を守るため、福岡森林管理署と湊区財産組合で薬剤を散布します。ご協力をおねがいします。

【空中散布】

○A地区(福岡森林管理署が実施)

日時 5月13日(木)、6月3日(木)の
午前5時～7時ごろ

【地上散布】

○B地区(福岡森林管理署が実施)

日時 5月10日(月)、5月11日(火)の
午前4時～10時ごろ

○C地区(湊区財産組合が実施)

日時 5月28日(金)、6月11日(金)の
午後1時～4時ごろ

※雨天・強風などの場合は翌日以降へ順延します。
防災行政無線でお知らせします。

【使用する薬剤】 ネオニコチノイド系

カ・ハエ・ゴキブリなどの衛生害虫の防除に広く使用されている殺虫剤です。農薬使用安全基準にしたがって使用します。

【みなさんへのおねがい】

- 散布中および散布後1時間程度は、洗濯物は外に干さないでください。
- 散布中、窓などは必ず閉め、散布後1時間程度は開けないでください。

- 散布中、区域内と周辺道路の通行は控えてください。また、周辺では係員の指示に従ってください。
- 散布後3日間は、散布林内への立ち入りは控え、草木などを採らないでください。
- 散布区域付近で養蜂している人は事前に移動してください。
- 空中散布地周辺(新宮浜1・2・3、みずほ、宮前、松原の各組合)の人は、鳥小屋、泉水、車などを散布前夜からビニールシートで被覆し、シートが飛ばないようにしてください。

【ビニールシートの配布】

福岡森林管理署新宮森林事務所(下府7-1-14)で配布します。必要な人は、5月6日(木)～6月2日(水)に各自で受け取り、使用後は燃えるごみとして処分してください。



心配ごと・福祉なんでも相談



みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 5月11日(火)午前10時～午後3時
※1人あたり30分

場所 そびあしんぐう

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政への意見など

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談は、町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先

役場総務課 ☎963-1730(直)

町社会福祉協議会 ☎963-0921(直)

こころにこころ相談室

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

妊娠中や子育て中の人々の不安や悩みを少しでも軽減するため、臨床心理士による相談を月に1度開催します。一度ゆっくりお話ししてみませんか。相談は無料ですが、予約が必要です。

【日程】 ①5月18日(火)、②6月15日(火)

【時間】 各日程午前9時～9時50分
午前10時～10時50分
午前11時～11時50分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦、乳幼児の保護者

【定員】 各時間帯1組

【託児】 無料(要予約)

【注意事項】 相談は原則として1回です。心療内科・精神科などに通院中の方は、保健師の対応となる場合があります。

【申込方法】 窓口、電話(申し込み時に、相談内容を簡単に伺います)

【申込期限】 ①5月11日(火)、②6月8日(火)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター

「上手に食べよう健康塾」を開講します

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当) ☎962-5151(直)

日々の食事があなたのからだを作っています。元気な毎日を過ごすために、食生活について一緒に楽しく学んでみませんか。

【日程・内容】

- 第1回 6月3日(木) 健康づくりを考えよう
- 第2回 6月10日(木) 食事の基本について
- 第3回 6月17日(木) 世代別の食事について
- 第4回 6月24日(木) 調理実演(バランス食)
- 第5回 7月1日(木) 生活習慣病予防について
- 第6回 7月8日(木) 調理実演(減塩食)
- 第7回 7月15日(木)

こころの健康、健康づくり運動

- 第8回 7月29日(木) 修了式

※内容は変更する場合があります。

【時間】 午前9時30分～11時30分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 次の①～③のすべてにあてはまる人

- ①町内に住む人
- ②「上手に食べよう健康塾」を受講したことがない人
- ③全8回をとおして受講できる人

※本講座を修了した人は、新宮町食生活改善推進会(食を通じた健康づくり推進活動をするボランティア団体)に入会することができます。

【参加費】 1,210円(テキスト代)

※初回に集めます。

【申込方法】 窓口、電話

【定員】 15人(先着順)

【申込期間】 4月30日(金)～5月20日(木)

【申込先】 町福祉センター健康福祉課

無料の風しん抗体検査・予防接種は本年度が最後です

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当) ☎962-5151(直)

風しんは感染者の飛沫などによって他の人にうつる、感染力の強い感染症です。妊娠初期の妊婦が感染すると、赤ちゃんが難聴や心疾患などの先天性風しん症候群になる可能性があります。抗体の保有率が低い世代を対象に、平成31年度以降にクーポン券を送付しています。

令和4年3月31日(木)までに限り、風しんの抗体検査と予防接種が無料で受けられます。この機会にぜひ受けましょう。

【対象】 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しんの抗体検査・予防接種を受けたことがない人

【抗体検査】 血液検査です。指定機関や町の特定健診や事業所などでの健診の機会に受けることができます。

検査に必要なもの クーポン券、本人確認書類

【予防接種】 抗体検査の結果、十分な抗体がない人は、指定の医療機関で接種できます。

接種に必要なもの

クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知

【クーポン券】 対象者には既に発行していますが、お手元がないときは事前に再発行手続きが必要です。問い合わせください。

新宮町内風しん抗体検査・予防接種実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
新宮クリニック	原上1574-1	962-2233
千鳥橋病院附属 たちばな診療所	夜臼5-5-17	962-5211
原外科医院	下府1-3-5	962-0704
竹村医院	下府5-12-8	962-0846
新宮町相島診療所	相島1401	962-4361
ひぐち内科 クリニック	緑ヶ浜4-10-5	963-2800
かわぞえ眼科 クリニック	中央駅前 1-1-23-201	692-6222
なかよし脳神経 クリニック	中央駅前1-1-18	941-5121
加野病院	中央駅前1-2-1	962-2111
新宮中央こども クリニック	中央駅前 1-1-19	962-9003
川崎内科医院	美咲2-8-7	962-1931
こころの クリニックゆめ	美咲2-6-7	962-9567
やまだ消化器科内科 クリニック	新宮東4-3-1	941-2225
たなか小児科 クリニック	三代西2-12-23	963-1933
江口内科クリニック	三代西2-12-20	963-5080

(厚生労働省HP掲載順)

お詫びと訂正

Active 新宮4月号に記載されていた次の公園名に誤りがあったため、お詫びして訂正します。誠に申し訳ございません。

Active 新宮4月号記載

誤：湊新開公園(大字湊23)

正：湊向新開公園(大字湊23)

問い合わせ先

役場都市整備課 963-1735(直)

防災行政無線からの放送内容が確認できます

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

電話と町ホームページの2通りで、防災行政無線からの放送内容が確認できます。なお、いずれも通信料は利用者負担です。

【電話応答サービス】

専用番号(☎962-6325)に電話すると、放送から24時間以内の内容が最大20件確認できます。放送時刻に続けて、実際に放送した音声がかかります。ダイヤルボタン「#」で早送りができます。

【町ホームページ】

放送終了後から3日間掲載しています。行政区などで行った放送内容の掲載はありません。

後期高齢者医療制度に加入している人へ

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

令和3年度の保険料額が決まりました。

【保険料額の算出方法】

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額(年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 5万5,687円	+	所得割額 (総所得金額等 ^{※1} - 基礎控除額 ^{※2}) × 10.77% (所得割率)
-------------------------	---	------------------	---	---

※1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※2 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

【令和3年度の保険料軽減措置】

○これまで特例により緩和されていた7.75割軽減は、令和3年度から本則どおりの7割軽減になります。

○世帯の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

この場合の「世帯」は、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などはその時点)が基準となります。

コンビニ交付サービスを一時停止します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

システムメンテナンスのため、コンビニ交付サービス^(※)を次の日時で一時停止します。

※マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票などが取得できるサービス

【日時】5月1日(土)から5月5日(水・祝)まで 終日

新宮町消防団員

準中型自動車運転免許等取得補助金

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

次に該当する新宮町消防団員に対し、準中型自動車運転免許または中型自動車運転免許を取得する際の費用の一部を補助します。

- すでに普通自動車運転免許を取得している
- 所属している分団が車両総重量3.5トン以上の消防車を保有している
- その他の要件や補助する金額など、詳細は問い合わせください。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)
☎962-0239(直)

地域の民生委員・児童委員は、地域のみなさんが安心して生活していくうえでなくてはならない重要な活動を担っています。

【民生・児童委員の役割】

- 地域のボランティアで、地域のみなさんの相談相手です。みなさんの悩みや心配ごとについて相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。
- 高齢者や障がいのある人の見守りや援助、子どもたちへの声かけなどを行っています。
- 相談内容に応じて関係機関とのつなぎ役になります。
- みなさんと行政を結ぶパイプ役です。誰もが安心して生活できるように、みなさんの声を行政や関係機関に届けます。

民生委員・児童委員は法律で「秘密は守る」ことが義務付けられています。心配なことや困っていることがあったら、安心してご相談ください。

接骨院・整骨院での受診内容を確認します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

町国民健康保険では、厚生労働省・県の指導のもと、医療費の適正化を推進しています。

次の基準に該当する場合、調査票で受診内容の確認をします。調査票が届いた際はご協力ください。

【厚生労働省による受診内容確認の基準】

- 長期受診(継続受診) 3か月以上
- 3部位以上
- 月10日以上

医療費のお知らせを確認しましょう

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

年に6回、新宮町国民健康保険に加入する世帯主宛に医療費通知を郵送します。医療費通知は、医療機関から国保連合会と町に提出された医療費の請求をもとに作成しています。過大に請求されていないかなどを確認してください。

確定申告の医療費控除で、医療費の明細書としても使用できます。ただし、医療費通知に記載されていない場合や、実際に窓口で支払った自己負担額と一致していないことがあります。領収書と医療費通知を確認し、金額が異なる場合は実際に負担した額に訂正して申告してください。

交通事故にあった場合は届け出が必要です

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)からの行為によって傷病を受けた場合は、国民健康保険(国保)を使って治療を受けることができます。その場合、必ず「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

本来、加害者が被害者の医療費を支払うべきところを国保が一時的に立て替え、国保が負担した医療費は、後日加害者に請求します。ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を結んだりすると、治療費の請求ができない場合があります。示談の前に必ずご連絡ください。詳細は問い合わせください。

非自発的失業者の軽減制度

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

倒産や解雇などの非自発的な理由で離職した国民健康保険被保険者は、申請すると国民健康保険税が軽減となる場合があります。

【対象】

- 倒産や解雇などで離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人)
- 雇い止めなどで離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23、33、34の人)

※離職日時点で65歳以上の人は対象外

【軽減額】 軽減対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定

【軽減期間】

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

【必要なもの】 雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、本人確認書類、世帯主のマイナンバーがわかるもの、認め印

「親子で積み木あそび」参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

たくさんの積み木やビーズで、大きなドームや街を作ってみなで一緒に遊びませんか。

インストラクターが指導します。遊ぶときのお約束や遊び方を学ぶことができます。参加費は無料です。

【日時】 6月5日(土)

【場所】 そびあしんぐう 多目的ホール

【時間・対象・定員】

- 第1回 午前10時～11時30分
2歳児、3歳児とその保護者 10組
- 第2回 午後0時30分～2時30分
3歳児～小学生とその保護者 10組
- 第3回 午後3時～5時
3歳児～小学生とその保護者 10組

【申込方法】 窓口、電話

【申込開始日】 5月14日(金)

※それぞれ定員になり次第、締め切ります。

【申込先】 そびあしんぐう社会教育課

ご存じですか？

医療費の助成制度

町では、次の各種制度に自己負担限度額を設け、保険適用医療費の一部を助成しています。申請が遅れると、助成を受けられない期間が生じます。手続きがお済みでない人は、早めにご手続きをしてください。

【子ども医療】

対象 中学3年生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)までの子ども

自己負担限度額(1医療機関ごと)

※年齢に応じて、自己負担限度額が異なります。

○未就学児(0歳～6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 0円、外来 0円

○小学生

(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 500円/日(月7日限度)

外来 1,200円/月 ※薬局は0円

○中学生

(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 500円/日(月7日限度)

外来 1,600円/月 ※薬局は0円

必要なもの 健康保険証、認め印、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者の分)

【重度障がい者医療】

対象

○身体障害者手帳1級または2級の人

○療育手帳がA判定の人

○精神障害者保健福祉手帳1級の人

自己負担限度額(1医療機関ごと)

入院 0円(精神障がいによる精神病棟への入院を除く)

外来 500円/月 ※薬局は0円

必要なもの 障がいの状態がわかるもの(身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの各種手帳)、健康保険証、認め印、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者の分)

【ひとり親家庭等医療】

対象

○夫・妻と死別または離婚し、児童を扶養している母または父とその児童

○父母のいない児童

○父が重度の障がい者である児童と母

○母が重度の障がい者である児童と父

※児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの人が対象です。

※本人と家族等の所得制限があります。また、毎年更新手続きが必要です。

自己負担限度額(1医療機関ごと)

入院 500円/日(月7日限度)

外来 800円/月 ※薬局は0円

必要なもの 健康保険証(受給対象者全員分)、認め印、母子家庭・父子家庭であることを明らかにするもの(戸籍謄本、児童扶養手当の証書、遺族年金の証書など)、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者の分)

【更新申請の受付期間】

8月2日(月)～31日(火)

※土曜日・日曜日・祝日を除く

【更新申請に必要なもの】 健康保険証(受給対象者全員分)、認め印、戸籍謄本(認定申請の時と戸籍の内容が異なる人のみ)、児童扶養手当・母子年金・遺族年金などの証書、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

問い合わせ先 役場住民課(医療担当) ☎963-1733(直) FAX962-0885

マイナンバーカードの 受け取りのため臨時開庁します！

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

カードの申請や電子証明書の更新もできません。人数に限りがあるため、希望する人は電話予約してください。



臨時開庁日時 5月15日(土)、30日(日)
午前9時～11時30分

社会福祉協議会の窓

ふれあい10分コール そら

「誰とも話さずに1日が終わった…」という日々が続いている人は「ふれあい10分コールそら」にお電話(963-0921)ください。「傾聴ボランティアそら」がおはなしの相手をしてします。

電話の際「ふれあい10分コール そら」とお伝えください。秘密は必ず守ります。

日時 金曜日の午後1時～3時
(行事予定表参照)

※通話時間は1人10分程度

料金 無料(通話料は自己負担)

対象 町内に住む人

不登校・ひきこもりほっこりおはなし会

学校への行きしぶりや不登校、ひきこもりに悩む本人や家族のための無料のおはなし会です。同じ立場だからこそ話せる悩みや思いを語り合ってみませんか。

日時 毎月第3金曜日の午後1時～3時(時間中はいつでもどうぞ)

場所 町福祉センター 3階

問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎963-0921(直)



4月の人事異動

町職員の人事異動

(4月1日付)

※()内は前所属など

【総務課】

辻航大(政策経営課)、(玄界環境組合古賀清掃工場派遣)本田陽一郎(上下水道課)

【地域協働課】

服部智(総務課)、藤野奈央子(新規採用)

【政策経営課】

桐島光昭(都市整備課)、本廣香乃(住民課)、高田堯弥(社会教育課)、田島幸樹(新規採用)、阿部宏紀(再任用 新規採用)

【税務課】

尾田繁男(総務課 玄界環境組合古賀清掃工場派遣)、花田佳那子(地域協働課)

【住民課】狩野直子(政策経営課)

【健康福祉課】

西村泰弘(都市整備課)、宮内香葉(子育て支援課)、今泉裕加里(新規採用)、近持奈央(新規採用)、古川あや(新規採用)

【子育て支援課】

岡本亜美(新規採用)、森篤士(再任用 新規採用)、北崎規子(再任用 新規採用)

【環境課】川並將(新規採用)

【都市整備課】

西田大輔(社会教育課)、安武郁美(税務課)

【上下水道課】

高橋忠久(税務課)、井ノ上絃大(健康福祉課)

【学校教育課】宮本美咲(新規採用)

【社会教育課】篠崎隆一(上下水道課)、森祐二(環境課)

【立花幼稚園】

西嶋幸子(新宮幼稚園)、澤田千恵(新宮幼稚園)

【新宮幼稚園】

片岡加奈子(新宮東幼稚園)、坂井香織(立花幼稚園)

【新宮東幼稚園】

稲光陽子(新宮幼稚園)

●昇格

社会教育課長 桐島聡、

議会事務局局長補佐 桐島美佐子、立花幼稚園園長 穂坂直美、

新宮東幼稚園主任教諭 稲光陽子、総務課主幹 加来加代、政策

経営課主幹 藤谷宏憲、上下水道課主幹 井ノ上紘大

●退職

3月31日付 阿部宏紀(政策経営課)、舛本美帆子(子育て支援課)、北崎規子(立花幼稚園)、稲光美恵子(健康福祉課)

町立小中学校の人事異動

○転入(4月1日付)

※()内は前学校など

【立花小学校】

校長 安部憲司(新宮小学校・昇任)、主幹教諭 田邊貴和子(昇任)、佐藤桂(相島小学校)、測知也(新宮東小学校)

【新宮小学校】

副校長 河野美希江(転任)、教頭 西田章子(相島小学校・昇任)、指導教諭 野口健二(昇任)、渡橋晴美(小野小学校)、田上萌(新宮北小学校)、長瀬真依(新規採用)、中川朱里(新規採用)、佐藤優美(新規採用)、鳥之海貴子(再任用)、井根壽喜(再任用)

【相島小学校】

主幹教諭 正木浩介(立花小学校)、安藤恒太(粕屋中央小学校)

【新宮東小学校】

校長 高口道利(新宮北小学校)、因美紀(久原小学校)、田中慎吾(宇美小学校)、津留崎由里子(志免西小学校)、山田恵(新宮北小学校)、盛明美(新宮北小学校)、藤田興(立花小学校)、村原沙弥(新規採用)、大塚勇太(新規採用)

【新宮北小学校】

校長 舛元俊文(福岡教育事務所)、教頭 古市貴弘(大野東小学校・昇任)、上田慎一郎(宇美東小学校)、樋口美貴子(大野小学校)、松本海音(新規採用)、高武美和(新規採用)、山口華奈(新規採用)、佐藤範子(新宮東小学校)、永尾恵子(新宮小学校・再任用)、藤田明美(新宮小学校・再任用)、三浦嘉明(再任用)

【新宮中学校】

主幹教諭 重富かおり(昇任)、吉田大地(大任中学校)、渡邊修(新規採用)、筒井祐樹(新規採用)、諫山彩香(新規採用)、塩井真理(新規採用)、主任主事 田崎果奈(須恵東中学校)

【新宮東中学校】

栄養教諭 柳田悠以子(河東西小学校)、市木智也(新規採用)、菅原宏(新宮中学校)、坂口昭彦(再任用)

○転出(3月31日付)

※()内は赴任先など

【立花小学校】

校長 安部章(原田小学校)、主幹教諭 正木浩介(相島小学校)、藤田興(新宮東小学校)

【新宮小学校】

副校長 安部憲司(立花小学校)、鳥之海貴子(退職・再任用 新宮小学校)、永尾恵子(退職・再任用 新宮北小学校)、藤田明美(退職・再任用 新宮北小学校)、井根壽喜(退職・再任用 新宮小学校)、小田長年(再任用終了)

【相島小学校】

主幹教諭 西田章子(新宮小学校)、佐藤桂(立花小学校)

【新宮東小学校】

校長 西田豊(花鶴小学校)、納富和(花鶴小学校)、芝田久子(舞の里小学校)、測知也(立花小学校)、養護教諭 花田美紀(粕屋中央小学校)、佐藤範子(新宮北小学校)、井上千春(再任用終了)

【新宮北小学校】

校長 高口道利(新宮東小学校)、教頭 刀坂順子(福岡教育事務所)、堤啓子(福岡南小学校)、田上萌(新宮小学校)、山田恵(新宮東小学校)、盛明美(新宮東小学校)、加瀬久子(退職)、三浦嘉明(退職・再任用 新宮北小学校)、二瓶昌代(再任用終了)

【新宮中学校】

主幹教諭 太田正弥(退職)、藤岡優治(篠栗中学校)、堀内陽平(志免中学校)、企画主査 初村真紀子(北勢門小学校)、菅原宏(新宮東中学校)、福久千奈美(退職・再任用 古賀中学校)、吉本雅彦(再任用終了)

【新宮東中学校】

栄養教諭 中西美里(福岡教育事務所)、御手洗千秋(退職)、坂口昭彦(退職・再任用 新宮東中学校)

防災行政無線から訓練放送を実施します

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

全国瞬時警報システム(Jアラート)による、国民保護に関する情報伝達訓練が行われます。

町では防災行政無線から放送しますが、緊急事態ではなく訓練です。ご注意ください。

訓練日時 5月19日(水)午前11時00分ごろ



♪チャイム
「これは、Jアラートのテストです」
※3回繰り返し
♪チャイム

事業所のみなさんへ

経済センサス - 活動調査を実施します

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230(直)

6月1日(火)を基準日に、経済センサス-活動調査を実施します。この調査は、全国すべての事業所や企業が対象です。

5月下旬から調査員が事業所・企業に調査票を配布します。回答方法は「オンライン」または「紙の調査票」です。紙の調査票での回答の場合、郵送もしくは調査員が再度回収に伺います。

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。また、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。調査へのご理解とご協力をおねがいします。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

収入を増やしたい気持ちにつけ込む「儲かるビジネス」に注意!

副業やお小遣い稼ぎのために転売ビジネスのノウハウやサポートを提供する事業者と契約する人がいます。しかし「ネット広告や事業者の説明のようには稼げなかった」「高額なサポート料を支払ったのに全くサポートがない」「返金保証があるとと言われて契約したのに、解約しても返金がない」などの相談が全国で増加しています。

事例

- ①誰でも稼げるというセミナーをきっかけに高額契約したが、作業が難しくできない。
- ②仕入サイトの商品の在庫が少なく、広告に記載されているほど稼げない。
- ③有料のオンラインコミュニティに入会したが、個別サポートが受けられない。
- ④「リスクのない転売ビジネス」のはずが、フリマサイトで禁止された無在庫転売だった。
- ⑤借金をして転売ビジネスのノウハウを得るため契約したが、役に立つ内容ではなかった。

アドバイス

- 「簡単に儲かる」などの広告や、友人などからのうまい話をうのみにしないようにしましょう。
- 転売ビジネスを始めるために高額な費用が必要といわれたら要注意です。
- 「リスクなし」「必ず稼げる」わけではありません。禁止された転売にも注意しましょう。
- トラブルにあった場合は、消費生活相談室に相談してください。

【相談窓口】

- 消費者ホットライン「188(いやや!)」番
- ※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)